

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	訓 令	ページ
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課)	1
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(文書課)	1
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………	(人事課)	2
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	2
道人事委員会規則		
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………		3
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………		4
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………		4
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………		4
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………		4
道人事委員会告示		
○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定……………		5

規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第54号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第1条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表第10号中「新型コロナウイルス感染症対策監」を「感染症対策監」に改め、同号を同表第9号とし、同表第11号中「少子高齢化対策監」を「子ども応援社会推進監」に改め、同号を同表第10号とし、同表中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

13 ゼロカーボン推進監

(北海道青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道青少年健全育成条例施行規則(昭和30年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「環境生活部」を「保健福祉部」に改める。

(北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第3条 北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和2年北海道規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「、部局及び地方公所」を「及び部局」に改め、同条第2項中「、部局長及び地方公所長」を「及び部局長」に改める。

第5条第1項中「、部局及び地方公所」を「及び部局」に改め、同条第3項中「、部局長又は地方公所長」を「又は部局長」に改める。

第6条第1項中「、部局及び地方公所」を「及び部局」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「教育・法人局学事課
教育・法人局総合教育推進課

「学 事
総 教」を

「教育・法人局学事課

「学 事」に、

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、ゼロカーボン推進監」を削り、「新型コロナウイルス感染症対策監、少子高齢化対策監」を「感染症対策監、子ども応援社会推進監」に改め、「食産業振興監」の次に「、ゼロカーボン推進監」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第28項を削り、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項に次の1項を加える。

24 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の施行に関する事務

- (1) 第24条第1項の規定に基づき、自動販売機等の設置の届出を受理すること。
- (2) 第24条第2項の規定に基づき、届出に係る事項の変更の届出又は使用の廃止の届出を受理すること。
- (3) 第26条第1項の規定に基づき、届出済証を交付すること。
- (4) 第26条第2項の規定に基づき、届出済証の再交付申請を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項（石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局に限る。）第4項中第19号を第20号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 第9条の4の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な指導及び助言をすること。

別表第5の24の事項中第19号を第20号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 第9条の4の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な指導及び助言をすること。

別表第6の職員監、危機管理監、次世代社会戦略監、地域振興監、交通企画監、ゼロカーボン推進監、アイヌ政策監、新型コロナウイルス感染症対策監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「、ゼロカーボン推進監」を削り、「新型コロナウイルス感染症対策監、少子高齢化対策監」を「感染症対策監、子ども応援社会推進監」に改め、「食産業振興監」の次に「、ゼロカーボン推進監」を加え、同表中

「北海道博物館長の 決裁事項	副館長	総務部長	
女性相談援助セン ター所長の決裁事 項	副所長		を
「北海道博物館長の 決裁事項	副館長	総務部長	に、

「計量検定所長の決 裁事項	副所長	当該事務を所管する課長	を
「女性相談援助セン ター所長の決裁事 項	副所長		に改める。
計量検定所長の決 裁事項	副所長	当該事務を所管する課長	」

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年5月31日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1450

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。
別表第1アの表本庁の項中「ゼロカーボン推進監」を削り、「新型コロナウイルス感染症対策監」を「感染症対策監」に、「少子高齢化対策監」を「子ども応援社会推進監」に、

「食産業振興監」を「食産業振興監
ゼロカーボン推進監」に、「室長（課に置かれる室の長に限る。）」
を「室長（課に置かれる室の長に限る。）」に改め、「行政情報セン
ター所長（課又は室に置かれるセンターの長に限る。）」に改め、「行政情報セン
ター所長」、「道政相談センター所長」及び「パスポートセンター所長」を削り、同表北方
領土対策根室地域本部の項中

「副本部長 1種」を

副本部長	1種	」に改め、同表女性相談援
室長	2種	

助センターの項を削り、同表児童相談所の項の次に次のように加える。

女性相談援助セン ター	所長	1種
	副所長	2種
	課長	5種

別表第1イの表本庁の項中「幼児教育推進センター長」を削る。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1451

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表5級の部中「、女性相談援助センター課長」を削り、「児童相談所主任児童福祉司」の次に「、女性相談援助センター課長」を加え、同表7級の部中「専門参事、課室長」の次に「、センター所長（課又は室に置かれるセンターの長に限る。）」を加え、「、道政相談センター所長、行政情報センター所長、パスポートセンター所長」を削り、「原子力環境センター所長」の次に「、北方領土対策根室地域本部北方領土対策室長」を加え、「、女性相談援助センター副所長」を削り、「児童相談所分室長」の次に「、女性相談援助センター副所長」を加え、同表8級の部中「、女性相談援助センター所長」を削り、「中央児童相談所長」の次に「、女性相談援助センター所長」を加え、「幼児教育推進センター長又はは」を削り、同表9級の部中「、ゼロカーボン推進監」を削り、「新型コロナウイルス感染症対策監、少子高齢化対策監」を「感染症対策監、子ども応援社会推進監」に改め、「食産業振興監」の次に「、ゼロカーボン推進監」を加える。

別表第1クの表6級の部中「心身障害者総合相談所課長」を「衛生研究所主幹又は心身障害者総合相談所課長」に改める。

別表第1ケの表6級の部中「看護学院副学院長」を「衛生研究所主幹、看護学院副学院長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則14-84

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正

する。

別表知事部局の部本庁の項中「交通企画監 ゼロカーボン推進監」を「交通企画監」に、「新型コロナウイルス感染症対策監 少子高齢化対策監」を「感染症対策監 子ども応援社会推進監」に、「食産業振興監」を「食産業振興監 ゼロカーボン推進監」に改め、同部総合振興局の項中「の課長及び健康推進課主幹」を「の課長」に改め、同部振興局の項中「の課長及び健康推進課主幹」を「の課長」に、「課長及び健康推進課主幹」を「及び課長」に改め、同表教育庁の部本庁の項中「局センター長 課長」を「課長」に、「課室長」を「課室長 課センター長」に、「組織機構、給与旅費制度又は勤務実績の給与への反映に関する制度」を「組織機構」に、「医療参事」を「教職員事務課の給与旅費制度又は勤務実績の給与への反映に関する制度に係る事務を担当する係長及び主査 医療参事」に改め、同表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表備考第5項中「の所長」の次に「をいい、課センター長とは、課に置かれるセンターの長」を加え、同項を同表備考第4項とし、同表備考中第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則16-42

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中21の項を23の項とし、13の項から20の項までを2項ずつ繰り下げ、12の項の次に次の2項を加える。

13 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター

14 一般社団法人北海道消費者協会

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則23-10

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「交通企画監 ゼロカーボン推進監」を「交通企画監」に、「新型コロナウイルス感染症対策監 少子高齢化対策監」を「感染症対策監 子ども応援社会推進監」に、「食産業振興監」を「食産業振興監 ゼロカーボン推進監」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第6号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、令和5年6月1日から施行する。

令和5年5月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

第3項第1号を次のように改める。

(1) 本庁に勤務し地方独立行政法人北海道立総合研究機構における試験研究業務又は調査研究業務に従事する職員

第4項第3号中「医師」の次に「又は歯科医師」を加える。

第5項第6号中「栄養士」を「薬剤師、獣医師、栄養士若しくは臨床検査技師」に改める。

第6項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 衛生研究所に勤務する保健師等である職員